

鹿児島県立短期大学

人文学会論集

「人文」第三十六号（二〇一二年八月三十一日発行）

抜刷

「露國皇太子ニコラス殿下來魔紀念碑」について

望月 正道

【研究ノート】

## 「露國皇太子ニコラス殿下来魔紀念碑」について

望月 正道

本稿は、鹿児島県立短期大学地域研究所『研究年報』40号、41号で研究成果の一部を報告している<sup>(1)</sup>「鹿児島の石碑」プロジェクトの研究会での検討にもとづき、鹿児島市城山公園内の「露國皇太子ニコラス殿下来魔紀念碑」の碑文と、関連する資料を紹介するものである。

当該石碑は、観光ガイドブック等でも紹介されている著名なものであるにもかかわらず、右の報告で扱った四種の石刻資料<sup>(2)</sup>から漏れている。

漢文のみを対象とする『鹿児島市漢文碑選』に見えないのは当然として、その他の碑文集にも見えないのは、以前は倒壊していく碑文が読めなかつたなどの事情があるのかもしれない。この点について、城山公園を管

理している鹿児島市公園緑化課に問い合わせてみたが、よくわからないということであった。<sup>(4)</sup>ただ、同課で西元肇氏の翻<sup>(5)</sup>字があることを教えていただいたので、その読みとの異同についても補足する。

石碑の正面には「露國皇太子ニコラス殿下来魔紀念碑」とあり、側面には文字がない。碑文は、城山の斜面側にある。何か所かに深い傷があり、文字が全く欠け落ちている部分もある。その状況が把握できるよう

に全文を、もとの改行のとおりに掲載する(二〇〇九年一二月撮影のデジカメ写真データによる)。漢字字体については、異体字等読み誤りの点もあるため、あえて統一しなかった。□で囲んだ文字は筆画の一部が残っていて推測が容易なものであり、□に振り仮名・振り漢字で示したのは文字が大きく欠けていて判読が困難なものが、厳密に区別したわけではない。

建碑の時期は、『鹿児島市史Ⅱ』に来訪翌年の明治二五(一八九二)年を挙げるので、何か史料があるのかもしれないが、搜しきれなかった。

1 □□皇太子ニコラス殿下、本邦ニ御來遊<sup>(6)</sup>ノ報アルヤ。□□為メニ御接<sup>(7)</sup>御<sup>(8)</sup>ヲ置キ、軍艦八重山武藏高雄ノ三號以テ海上ノ護衛ニ充テラル。御接待掛ハ軍艦三乘込ミ、殿下御一行ノ長崎港ニ着セラル、ニ先□該地ニ至リテ奉迎ス。殿下已ニ長崎□著セラル、ヤ、日ナラスシテ艦ヲ本縣ニ移サル。抑々、外國貴□ノ

3 本縣ニ來遊セラル。嘗テ之ナキニ非サルモ、國ノ皇太子ノ貴キト且ツ其接壤ノ國タルヲ以テ、本市官民、大ニ歡迎ノ意ヲ表セント欲シ、山内本縣知事□豫<sup>(9)</sup>

4 メ属官十四人警部三人ニ委員ヲ命シ、接待ノ事務□分掌セシム、書記官肝付兼弘ヲ以テ委員長トナシ、市モ亦、助役本田省三ヲ以テ委員長トナシ、市參<sup>(10)</sup>會員六名市會議員三名書記八名ヲ<sup>(11)</sup>舉<sup>(12)</sup>委員トナシ、庶務ヲ分掌セシム。市民頗ル此舉ヲ賛シ、費ヲ出シテ歡迎ノ準備ニ資<sup>(13)</sup>ス。明治廿四年五月六日午前七□<sup>(14)</sup>、我

5 軍艦八重山號ハ、有栖川宮威仁親王殿下以下ヲ載<sup>(15)</sup>セ、ニコラス皇太子殿下ノ乗艦アゾワ號ヲ導キ入港ス。此時、我軍艦ハ貳拾壹發ノ祝砲ヲ發ス。アゾワ<sup>(16)</sup>モ

6 軍艦八重山號ハ、有栖川宮威仁親王殿下以下ヲ載<sup>(15)</sup>セ、ニコラス皇太子殿下ノ乗艦アゾワ號ヲ導キ入港ス。此時、我軍艦ハ貳拾壹發ノ祝砲ヲ發ス。アゾワ<sup>(16)</sup>モ

7 亦答<sup>(17)</sup>ヲ發シ、徐ニ入港ス。市民モ亦、煙花數拾本ヲ打擧<sup>(18)</sup>ケ祝意ヲ表シ、錦江為メニ煙霧ニ鎖サレ砲聲山岳ヲ撼ス。八時三十分、諸艦悉ク投錨シ位置定マ<sup>(19)</sup>。

8 港本邦商船ハ悉ク十口ノ裝飾ヲナシ、亦以テ況意ヲ表ス。□日天稍曇ルアルモ幸ニシテ雨ヲ見ス、海面風死シテ鏡ノ如ク、人民ノ盛儀ヲ拝觀セシ<sup>ト</sup>欲<sup>(ス)</sup>ル。

9 モノ老幼悉ク小舟三乗リ、アゾワ號ヲ圍繞スルモノ數百艘、警吏其ノ制止ニ苦ム。其群聚想<sup>フ</sup>ヘシ。市民ハ豫メ御上陸ノ便ヲ計リ、端舟數十艘ヲ連接シ、板<sup>ヲ</sup>架シ幕ヲ布キ棧橋ヲ假設シ、且埠頭ニ大綠門ヲ樹テ、上ニ露兩國ノ大國旗ヲ交叉シテ、以テ歡迎ノ意ヲ表ス。綠門ノ高サ貳丈八尺、巾一丈九尺、柱ノ大サ廻<sup>(ス)</sup>リ八尺、左右三日露希三國ノ國旗ヲ記シタル赤色ノ球燈數百個ヲ吊シ、綠門ノ上端ニ露字ヲ以<sup>テ</sup>歡迎ノ文ヲ記シタル提灯拾七個ヲ吊シ、又市内ハ家每ニ旭旗ヲ<sup>廻</sup>端ニ掲ケ御安着ヲ奉祝ス。殿下ノ御一行ハ、同日午前九時二十五分御上陸。山内本縣知事ヲ始<sup>メ</sup>、島津公爵、在廳諸高等官、縣會議長、市長、助役、市參<sup>事</sup>會員、其他諸官吏紳士紳商、官立公立學校生徒等、各相當ノ禮服ヲ着シ道路ノ両側ニ整列奉迎ス。午前九時三十分、殿下ノ御一行縣廳ニ臨マセラルヤ、特<sup>ニ</sup>御接待掛三宮式部次長ノ紹介ニ<sup>シ</sup>リ、市長上村慶吉、助役本田省三、市參事會員染川權輔、山本盛房、柏彌彦、藤安仲之助、青木靜左衛門、奥常次郎等ニ謁<sup>フ</sup>賜<sup>フ</sup>。蓋、市民歡迎ノ好意ヲ嘉納シ賜フニヨルナリ。畢リテ本縣共同授產會社ノ授產場へ行啓セラル。市民ハ、豫テ歡迎場ニ設ケタル名山小學校ノ正門ニ松竹ノ飾<sup>フ</sup>ナシ、日露兩國ノ國旗ヲ交叉シ、玄関ノ入口ニハ小綠門ヲ設ケ、廊下ノ左右ニハ簾ヲ垂レ、生花四十三種ヲ并列ス。堂ノ四壁ニハ古今名工ノ画幅ヲ掛け、甲冑漆器陶器刀劍彫刻品骨董品數百種ヲ机上ニ陳列シ、各金屏風ヲ以テ分界シ、殿下御一行御需用ノ便ニ供セリ。殿下ノ御一行ハ、午前十一時同校三行<sup>18</sup>啓。縣知事并ニ市長助役市參事會員等、玄關前ニ出奉迎、市長御先導ニテ著坐。爰ニ於テ源平試合ノ擊劍及棒踊ヲ演シ、殿下ノ高覽ニ供奉シ、尋キテ午餐ヲ饗<sup>フ</sup>。午後一時、島津公爵ノ第三行啓、種々ノ饗應アリ。市長助役市參事會員モ隨行シ、同第正面ノ海岸ニ於テ、殿下一行ノ發艦ヲ奉送ス。時ニ午後六時四<sup>19</sup>ス。

20 十分ナリシ。而シテ、市民ハ海岸大綠門ノ紅燈二点火シ、更ニ煙火ヲ打揚ケ遙ニ奉送シ、洋々タル音樂ノ響ト共ニ、各艦煙ヲ殘シテ遠ク京畿ニ向ヘリ。顧<sup>ル</sup>□□

21 各國交際ノ親疎ハ、相互國民ノ幸福ニ關スル大ナルヤ、皆人ノ悉知スル所。今我力市、若キ貴賓ニシテ且隣邦異日ノ帝王ヲ、待<sup>ス</sup>□□禮<sup>ヲ</sup>以テセシハ、深ク□□ノ記ス可キ所トス。故ニ碑ニ刻シテ永ク後代ニ遺スト云。

## 第一行

本邦ニ御來<sup>遊</sup>

□□為メニ

西元氏は「本邦ニ御來朝」と読むが、來の下は文字が残つてお

らず、また、「邦」と「朝」が意味上重複する点で不審。なお、第3行に「本縣ニ來遊」と見える。

西元氏は「是ガ為メニ」と読むが、この二字（と思われる）も全く筆画が残っていない。なお、第7行に「錦江為メニ」がある。

宮内庁編『明治天皇紀』第七<sup>(七)</sup>（以下「天皇紀」と略す）四月二十  
七日に、「露國皇太子ニコラス來朝す、ニコラスは皇帝アレキサン  
ドル三世の皇嫡子なり、千八百六十八年五月を以て生れ、今茲年紀  
正に二十四歳、東洋諸國を巡遊せんとし、客年十一月露都を發して  
奥地利國に入り、同國トリエスト港に於て軍艦アゾヴア號に搭乗し、  
海路東洋に向ひ、印度・暹羅・清國を經、將に本邦各地を巡遊して、  
浦鹽斯德港に出で、西比利亞に入り、烏蘇里線第一區の鐵道起工式  
に臨まんとす、希臘國皇子ジョージ亦同行して同艦に在り、俱に來  
朝す、始め皇太子の弟ジョージ航海術研究のため勤務して同艦に在  
り、俱に來朝の豫定なりしが、病を獲て印度より歸國す、天皇、其  
の來朝するを聞かせられ、國賓の禮を以て之れを遇せんとし、威仁  
親王に接伴を仰付けられ、又陸軍中將川上操六を接伴掛とし、軍艦  
八重山・高雄・武藏三艦をして歡迎・嚮導の任に當らしめたまふ、」  
とある。

前澤久太郎『露國皇太子殿下御入來の記 附御遭難の顛末』（以  
下「前澤」と略す）に、「此度露國皇太子ニコラス殿下御來遊の事  
は實に前代未聞我國に取りては古今未曾有の一大盛事なるに依り政  
府にては種々の準備あらせられ曾て同國に渡らせられたることあり  
し／有栖川威仁親王殿下御接伴委員長仰付けられ尚ほ川上陸軍中將  
を始め三ノ宮式部官其他の方々へ接伴委員仰付られ其他左の通りの  
準備ありたり」とある。

尾佐竹猛『大津事件 ロシア皇太子大津遭難』（以下「尾佐竹」  
と略す）には、「歓迎の準備はじめ來遊の報あるや、政府は國賓  
の礼を以て待遇すべきに決し、左の規定を設けた。」として、  
一、露國皇太子殿下ならびに御一行親王殿下長崎御着の節、我

が軍艦三艘を以て迎接し、同殿下我が海岸御回航中は随伴

の事。

但し軍艦三隻の中一隻へ海軍樂隊一隊を搭載する事。  
一、露國皇太子殿下ならびに御一行親王殿下長崎御着艦待ち受  
けとして、威仁親王殿下ならびに接伴員同港へ前以て出張  
の事。

ほかを挙げる。また「接伴委員としては／接伴委員長 有栖川宮威仁  
親王／接伴掛長 陸軍中將 川上操六／接伴掛 式部次長 三宮義  
胤／海軍少將 伊東祐亨／式部官 斎藤桃太郎／同 山内勝  
明／同 万里小路正秀／陸軍步兵少佐 村木雅美／海軍大尉  
坂本俊篤／が任せられた。有栖川宮威仁親王は長崎に出迎え給い、  
斎藤式部官は神戸に出迎うこととし、沿道各地への通牒はもちろ  
んのこと、各民家は露希日の三国旗と、三国の徽章を染めたる紅燈  
を出すこととし、」という。

#### 軍艦八重山武藏高雄ノ三號

『官報』一八九〇年八月一二日「○敍任及辭令」に「○明治二十  
三年八月十一日／任海軍大佐 海軍少佐大勲位 威仁親王／敍奏任  
官二等 海軍大佐大勲位 威仁親王」とあり、同九月二六日「○敍  
任及辭令」に「○明治二十三年九月二十四日」付けで「免本職補高  
千穗艦長 高雄艦長海軍大佐 山本權兵衛／免本職補高雄艦長 葛  
城艦長海軍大佐 威仁親王」とあることから、威仁親王は當時海軍  
大佐で高雄艦長である。<sup>(八)</sup>

『官報』一八九一年五月六日「○軍艦發著」に「常備艦隊軍艦武  
藏、高雄ハ一昨四日鹿兒島二向ヒ長崎港拔錨」。同五月七日「○外  
賓御發艦」に「露國皇太子ニコラス親王殿下御一行竝ニ威仁親王殿  
下一行ハ一昨五日午後五時鹿兒島二向ヒ長崎港御發艦アラセラレタ  
リ一昨五日長崎發電報」。

前澤によれば、五月四日の長崎での記事に「同十時五分有栖川威

仁親王殿下には接伴委員長の御資格に改めされられ皇族の大禮服を

召させられ山尾別當藤井大尉何れも大禮服にて隨從し大波止より八

重山の端艇に御搭乗あるや同端艇の船首には直ちに皇族旗を掲げ後

衛端艇一艘次に伊藤海軍少將の搭乗せし短艇之に尾し出島分署長、

江口警部、高木警部小蒸瀬船にて先導し大波止を乗り出すや各艦よ

りは同殿に對し二十一發の祝砲を放ち各水兵は搭橋し禮式喇叭

に和して三呼し敬禮を表し又軍艦八重山にては殿下が當日初めて皇

族の御資格にて御訪問あらせられしを以て伊東海軍少將は同艦を以

て御召艦に充つるの命令を發したれば此の時初めて同艦の檣上に皇

族旗を掲げたり」とある。この碑文でも第6行で親王が八重山に搭

乗するように記しており、八重山を筆頭に記すのはそのためか。

充テラル。

西元氏は「充テラレ」と読むが、「ル」である。

第2行

殿下行ノ

西元氏は「殿下行ノ」と読むが、□の横画より上の碑面に  
は欠損がないので「乘」とは讀めない。「御一行」はこの後の碑文  
にも繰り返し見える。

第3行

来遊セラルノ

西元氏は「来遊セラルノ」と読むが、そう読むには「ル」が上に  
ありすぎる。この碑文では踊り字「ノ」が他に二か所（どちらも第  
2行）にあって、一例は一文字分をあて、もう一例では前の字と併

第5行～第7行

明治廿四年五月六日前七時入港八時三十分投錨

『官報』一八九一年五月八日には「○外賓御著露國皇太子ニコラス親王殿下御一行ハ一昨六日午前八時十分鹿兒島御著艦」とある。

尾佐竹には、「六日午前七時半一行は有栖川宮御座乗の八重山艦

と共に鹿兒島着港、先着の高雄、武藏より皇礼砲を発す。それより

上陸」とあり、七時半着港とする。

前澤には、「斯くて殿の御一行には五日神戸を御出發翌七日午前八時三十分鹿兒島へ御着航あらせられたりノ鹿兒島御着の景況

／露國皇太子ニコラス親王殿下の御一行は本月七日を以て御着魔相成りたり。今其の概況を記さんに此日や朝まだきより一天晴れんと

して又曇り居たりしも幸に降雨とはなく殊に風靜に波穩かなりければ市内の人々は同殿の御到着を歓迎せんとて石燈籠通りより海岸にかけて人の山を築き今や遲しと御召艦の至るを待居たり。既に

して午前八時頃アゾワード護衛艦ウラジーミルモノマフ號アドミラールナヒモフ號互に前後して徐々と入港したるとき我が軍

艦武藏、高雄、八重山ハ何れも日露兩國の國旗を掲げ先づ伊藤少將に對して制規の禮砲を發し次で兩殿下に對して祝砲を發せしに御

召艦を始め他の露艦二隻は何れも二十一發の答砲あり。斯くて八時三十分頃御召艦の芽出度錨を投げるや海岸の臺場にて豫て計畫し

ありたる烟花二十一發を打揚げて御安着を祝し山内縣知事は直に御召艦に至りて御機嫌を伺ひ奉りたり。港内は拝觀人の船にて充满したれども困難を極めず」とあり、八時入港、八時三十分投錨とする。

森藤吉編『露國皇太子御遭難奇聞』（以下「森」と略す）には、

せて一文字分に膨つているが、これは後者と同じであろう。

「○鹿児島御着并に島津家の接待／皇太子及び希臘親王の兩殿下は

五月六日午前八時御着艦御上陸の上」とある。

保田孝一『最後のロシア皇帝ニコライ一世の日記』<sup>(十三)</sup>(以下「日

卷之三

天皇紀（五月六日）では、「露國皇太子ニコラス鹿兒島に著港す、

威仁親王以下接伴諸員八重山艦に乘じて嚮尊す、一とあるのみで、

板ヲ架シ?

西元氏は「橋テノ架シ」と読むか  
木偏しか残ってしない

着浴の時亥は詰さない  
〔元日〕  
〔元日〕  
〔元日〕

とある。

午前九時二十五分御上陸……

萬  
行

ニコラス皇太子殿下

西元氏は、なぜか「ニヨライ皇太子殿下」と読むが、現状ではニヨ

「ス」とも大きく欠けていて、「ゴ」「ス」であればその割れ目にうまく収まる、という程度のことしか言えない。

第8行

拝觀セシト

「拝観セント」が期待されるが、現状では「シ」のように見える。

第9行

小舟三乘り、アゾワ號ヲ圍繞スルモノ數百艘

森では、名山學校の記事に続けて「磯の御殿に至る途中より遙に

見渡せば兩國軍艦を見んとて小舟の群集する様恰も矢島壇の浦の戰圖を繙くに似たり」と記す。

第13行

午前九時三十分、殿下ノ御一行縣廳ニ……

鹿児島県尋常師範学校編『改正鹿児島県地誌略』

と略す）に、「鹿兒島縣廳ハ山下町ノ東南ニアリ、」（上十ウ）、「朝

日通ハ、縣廳ノ門前ニ始リ、直線ニ東ニ通シ、海岸ニ達スル街路ニ

市民ハ豫メ御上陸ノ便ヲ計リ：

前澤には「又御上陸の棧橋は波止場前に上荷船を以て假設し御上陸場には鳥居形の綠門を設け日露兩國の國旗を交叉し日露希三國の旗章を記したる提燈を吊して裝飾を爲したり」という。

假設し御上

シテ、車馬人行、亦頗多シ」（上十三ウ）とある。当時の県庁は、現在の中央公園から宝山ホール（県文化センター）付近にあたる。

前澤には、「直に人力車に召させられて石燈籠通より廣馬場に出で左に入り朝日通より縣廳に赴かせられ知事官房に御誘引茶菓の饗應あり。此時知事より皇太子及希臘親王兩殿下に齋海漁譜煙草圖書を獻上し又御觀覽に供せしは大根、夜光貝、蘇鉄等なりし。是より先き同殿下の一行縣廳門前に到らせらるゝや希臘教信徒之を出迎ひ希臘教主祭三人には殊に拝謁を許し兩殿下には十字架に接吻せられたりとのことなり」。

森には、「先づ縣廳に於て御小憩」、また「さて縣廳にては物産を御覽に供し煙草錄等を獻上し」とある。

尾佐竹には、「山内知事の先導にて県庁に小憩あり、その際希臘教会の司教高屋中<sup>(十一)</sup>、ほか二名に拝謁仰せつけられ、また県庁では同地産の珍禽奇木等の物産を御覽に供し、また同地産の魚類を書きし漁譜および煙草錄等の書を獻上し、終つて茶菓を饗した。」とある。

#### 第15行

畢リテ本縣共同授產會社ノ授產場へ……

地誌によれば、「練兵場ハ、病院ト造士館ノ前三連レル、一面ノ平地ニシテ」（上十三才）、「鹿兒島縣授產場ハ、練兵場ノ東南ニアリ、廳下ノ土族ニ、產業ヲ授クル所ニシテ、飛白ヲ織り、巻煙草ヲ製ス」（上十三才）とあるから、当時の授產場は現在の鹿兒島市役所付近。

前澤には、「右畢て直に人力車に御奉乗縣廳通りより山下町なる授產場に赴かせられたり。同場役員一同は門前に之を奉迎し直に各工場を御觀覽の上豫て設けの席に於て御小休」（上十三才）とある。

繪畫を獻上せり。又同殿下より紙卷煙艸數箱御買上げに相成り殊の外卷煙艸製造方に熟練せし旨物語られたりと云へり。」とある。

森には、「先づ縣廳に於て御小憩。それより授產場御巡覽」、また「授產場にては實地耕作の模様を御覽の上御買上品獻上物等あり」とある。

尾佐竹では、「一行はそれより士族授產場に臨まれ、製作品の買上げあり、休憩室にては露皇儲および希臘親王に、飛白ニ反づならびに女工の手に成った押絵の額を獻上した。」とある。

#### 第15行～第17行

市民ハ、豫テ歡迎場ニ設ケタル名山小學校ノ……午前十一時同校ニ……

地誌には、「易居町ハ、師範學校ノ東ニ方リ、名山堀ニ瀕スル處ナリ」（上十七才）、「名山尋常小學校ハ、名山堀ニ臨メリ、近年校舎ヲ改築シテ、結構觀ルベキモノアリ、ソノ右ヲ、不斷光院トス（上十七才～ウ）」とあり、当時の名山小は、現在の鹿兒島市役所みなと大通り別館（旧南日本新聞社）付近。

天皇紀には、「名山學校に於て知事より午餐の饗應を受けたる後、擊劍・棒踊等を觀、又古器物及び名產陶器類を觀、」とある。

森には、「それより授產場御巡覽。名山學校にて御畫餐を召され、また「名山學校にてはかねて薩摩燒、古器、古畫等を陳列し劍術棒踊を御覽に入れたるが棒踊ハ頗る思召にかなひしものと見え自ら御試みありたり。」とある。

前澤には、「夫より名山橋を越へて名山學校へ臨御御畫食を召させられたり。此處は即ち當市有志家の歡迎したる者にして同講堂に玉座を設け正面の入口に日露希三國の國旗を掲げ通路に當る廊下の左右に活花<sup>(1)</sup>を飾り玉座の四隅には古畫名幅を掛け金屏風を駢列して室内の裝飾をなし又新古の陶器磁器漆器竹器其他珍らしき器物を

排列して御観覽に供せり。樓上の玉座を除くの外階下は悉く接待員有志家等を以て充滿し庭内に於て擊劍及び棒踊等の催ふしありしが露國軍艦に乗組の露國寫眞師某氏は校内に於て種々の撮影をなしたる。」といふ。

尾佐竹には、「それより鹿児島市民の歓迎場たる名山学校へ赴かる。同所には玄関より階段に至る廊下の両側には遠州流の生花を陳列し、右手の一室には古器物を陳列し、楼上には左側は売品、右側は非売品であるが、いずれも薩摩産の古器物を陳列してあつた。一行の着するや、市長、市參事會員、市會議員等玄関前に出迎え、市長の先導にて樓上なる大広間の上座に着席あり、樓上の様より門内廣場における擊劍の源平勝負の御観覽あり、次に薩摩の棒踊を御観られた。棒踊はさらに一番の所望あり、露皇儲みずからもこれを試みられた。右終つて古器物を御観、數十点の買上げあり、同所にて午餐」とある。

#### 第19行

##### 午後一時、島津公爵ノ第二行啓……

天皇紀には、「午後零時四十分公爵島津忠義の磯邸に赴き、其の歓迎を受く、是れより先、忠義東京に在り、皇太子の鹿兒島に到らんとするを聞き、急遽歸縣して歓迎のことに當らんとす、僻陬の地、國賓の接遇に慣れず、其の失あらんことを懼れ、特に請ひて式部長官長崎省吾を伴ひ歸り、諸事を準備す、忠義性保守の念強く、固より洋人を喜ばず、外客に接せしこと稀なり、接伴員等頗る之れを慮りしが、忠義竊かに天皇の國賓として皇太子を遇するに宸慮を勞したまふと聞き、恐懼措かず、戰兢其の事に當り、歓迎大に勧め、侍踊及び犬追物の古儀を供覽す、忠義の嗣忠重年甫めて六歳、甲冑を著し、隊長と爲りて侍踊を指揮し、犬追物は忠義自ら騎して之れを

演ず、又幌引の技を供覽す、皇太子甚だ之れを感賞す、畢りて忠義大廣間に於て日本料理を饗す、膳具・料理悉く舊藩の古式に則る、皇太子大に喜び、歡を罄して」とある。

森には、「名山學校にて御晝餐を召され田の浦陶器所御遊覽。磯

の御殿へ赴かせられしが」とあり、途中、田の浦の陶器製造所に立ち寄つたはずだが、碑文ではこれには触れていない。また「かくて皇太子殿下には午後一時頃磯の御殿へ御到着。」と時刻は碑文と一致する。続けて「島津公はフロックコートを着して門内に出迎はれ侍踊の武者二百騎許りも甲冑を帶し堂々と整列して奉迎せり。

やがて同殿下外庭なる設けの席に着かせらるゝや東郷重持氏白髪に甲冑を帶し弓矢を携さへコシヤカスヤを射る。その熟練驚くべし。右終りて侍踊あり。島津公の公達にて秀麿君と稱するは今年六歳ばかりの可愛らしき姿に紺威の甲冑を着け先達となられしがその態度誠に勇ましく皇太子殿下にも深く御満悦の模様にて次に馬場に於て犬追物の催しあり。島津公素袍侍烏帽子にて真先に射當てられしは流石に舊薩摩の太守の技倆嘆賞の外なし。是より陳列品を御観あり。饗應の間には床に秋月の三幅對掛け床側巻繪棚あり。次に島津家代々の武器を陳列し寶物オラシウモンシコシウモレシ（原文の儘）の刀を始め鎧槍等其數枚舉に違あらず。臺子ハ金の鍔釜を懸けたり。次に巻繪ものあり。古薩摩の花瓶はその形狀實に驚くべきものにして朝貌、鐵扇、菊の模様のもの最も多し。又獻上物ハ二尺八寸ほどの花瓶と一尺ばかりの皿なるが皿ハその製至て精巧にして新ものとハ思はれず。右御観の上日本料理の饗應あり。給仕ハ三四十人皆身元ある人の娘にて何れも年の頃十六七總模様振り袖を着したる風姿前侍踊の武張ると相對していと興深かりし。殿中ハ今に至るまでも古風を存し小者などの立働く様古士佐の畫卷物を見る趣きありて至りて殿下の御意に叶ひし由。」と詳しいが、

碑文では、市内のことではない（磯は当時鹿児島郡）ためか簡略である。

前澤にも、「正午零時前名山小學校御立出で順路を田の浦へ同所陶器製造所御一覽の上種々御賣上物等あり。」とあり、続けて「夫より磯なる島津邸に御越になれば此には正門前に島津公爵及長崎式部官等の御出迎あり。豫て外庭丘上に設けありたる敷棧にならせられ先づ東郷重持氏の腰矢並に數矢を射りて御瀏覽に供するありて二百名の甲冑武者列を正して出場し古式の武士踊を演じ令息秀丸君（六歳）の右の武者を統率し來られ右終りて華倉なる乗馬場にて犬追物の略式あり。其射手は主人忠義公を始め島津久明東郷重持安藤八郎左衛門等の諸氏なりし。中にも忠義公と東郷氏の其技に長ぜられたるは一同賞歎したり。右御覽済の後同家傳來の武器類（其品物等ハ次號に譲る）を御覽終りて豫ねて設けの席に招し日本料理の御饗應あり。」と記す。

尾佐竹にも、「それより田の浦なる陶器製造所に御立ち寄り数点の買上げあり、」と見え、続けて「磯の島津邸に赴かる。同邸には島津忠義が長崎省吾を従え門内に出迎え、甲冑を鎧いたる薩摩武士二百余人は堂々として控えおつた。露皇儲は島津公爵を見るや直ちに車を下りて握手し、希臘親王以下もまた握手の礼あり、畢つて公爵先導にて一行は庭口の内門を入り、薦作の仮居に入られ座定まりしどき、旧藩代々の弓術師範役たりし東郷茂望は甲冑にて弓を携え入り来りて拝服して一礼し、腰矢數矢の古式を演じ畢るや、閑声と共に島津公爵の息秀麿六歳なるが、緋緘の鎧を着し二百余騎の甲冑武士を従え乗りこみ来り、武士踊あり、露皇儲は殊のほか満悦の体に見えた。それより毛倉の馬場において犬追物の催もあり、島津公爵は素袍に侍鳥帽子を戴き駿馬に跨り立ち出でて真先に射當てた。以上の式果てて後種々の陳列品等御覽になり饗宴となる。饗宴

の間には床に秋月の三幅對を掛け、次に島津家代々の重宝たる大文字、小十文字の刀をはじめとして鎧槍刀等おびただしく列ね、台司には金の霞盞を掛け、蒔絵類の器物、古薩摩焼の花瓶を備えつけあつた。島津家よりは二尺ばかりの花瓶と一尺ばかりの皿を献上したが、それは新製の品と見えぬほど精巧を極めたものであつた。饗宴は日本料理で、給仕はいずれも旧藩士族の身分あるものの娘で、総模様の振袖の揃いであり、前の武骨なる武士踊と相対して、一層の美を添えた。」とする。なお「毛倉」は現在の「花倉」。

#### 第19行～第20行

殿下行ノ發艦ヲ奉送ス。時三午后六時四十分

四是、付近に割れ目が走っていてはつきり読み取れないが、官報とは一致する。また『市史』、『県史』も「六時四十分」とする。

『官報』一八九一年五月八日に「○外賓御著發 露國皇太子ニコラス親王殿下御一行ハ一昨六日午前八時十分鹿兒島御著艦同午後六時四十分神戸二向ヒ鹿兒島御發艦アラセラレタリ（一昨六日鹿兒島發電報、「○軍艦發著 常備艦隊軍艦高雄、武藏及横須賀鎮守府所轄警備艦八重山ノ三艦ハ一昨六日神戸二向ヒ鹿兒島拔錨」。

天皇紀では、「午後五時三十分歸艦す、六時皇太子乘艦及び供奉諸艦、舳艤相卿んで鹿兒島灣を發す、威仁親王八重山艦に乘じ、高雄艦と共に先導すること前の如し」とあり、六時發とする。

尾佐竹も、「かくて午後五時三十分帰艦あり、午後六時同港を發共に島津公爵の息秀麿六歳なるが、緋緘の鎧を着し二百余騎の甲冑

森は、「夫れより神戸へ御出帆あらせらる」と時刻を記さない。

第20行  
顧□□

西元氏は、「顧レハ」と読むが、現状ではそこに二文字分あつたはずだ、ということしかわからない。

第21行  
今我カ市、

西元氏は、「今」を写し漏らしている。

待□□禮ヲ以テセシハ、

西元氏は、「待ツ三禮ヲ以テセシハ」と読むが、現状では「**禮**」の上半分まで大きく欠けている。

第21行～第22行

深ク□□ノ記ス可キ所トス

西元氏は、「深ク識者ノ記ス可キ所トス」と読むが、現状では「ク」の下は、前行と同様で、そこに二文字分あつたはずだ、ということしかわからない。

(四) 二〇一〇年四月三〇日に訪問。

(五) 『城山公園内の石碑』(私家版、二〇〇一年)。鹿児島県立図書館に所蔵。一九九六年九月一七日拓本による由。

(六) 鹿児島市史編さん委員会編『鹿児島市史II』(一九七〇年)の「外国貴賓の来鹿」(八一ページ)に、「翌二十五年城山公園内に露國皇太子来鹿記念碑が建立された。」とある。以下、『市史』と略す。

(七) 宮内庁編『明治天皇紀』第七(吉川弘文館、一九六七年七月)。

(八) 前澤久太郎『露國皇太子殿下御入來の記 附御遭難の顛末』(潤晃舎、一八九一年五月)。国立国会図書館「近代デジタルライブラリー」による。句点なし。適宜句点を付けた。

(九) 尾佐竹猛著、三谷太一郎校注『大津事件 ロシア皇太子大人名索引』(二〇一〇年三月)。

(一) 土肥克己・木戸裕子・望月正道・立石始「鹿児島市内の石刻資料目録・年代索引」(二〇〇九年三月)、同「鹿児島市内の石刻資料人名索引」(二〇一〇年三月)。

(二) 鹿児島県高等学校歴史部会『鹿児島県の歴史散歩』(山川出版社、二〇〇五年) 18ページ、鹿児島県鹿児島地域振興局「天文館史所収「露國皇太子大津遭難湖南事件」、一九二九年六月)。

跡めぐりマップ」(県庁ホームページで配布、二〇〇九年)など。  
(三) (1) で扱った四種は、「鹿児島の金石文」(『鹿児島市史III』第七部(一九七一年)、鹿児島市小学校社会科部会編『鹿児島市漢文碑文集』1(一九五六年)、渡邊正『鹿児島市漢文碑選』(黙遙社、一九八八年)鹿児島市第一師範学校編『鹿児島市碑文集』内金石碑文集)、(2) 『南日本新聞』県都版「市史など郷土誌10冊電子化」市H二四年五月一日から同市ホームページで公開されているが、「内容を精査し、記述の誤りについて一部修正するなどの作業」(五四四日付『南日本新聞』県都版「市史など郷土誌10冊電子化」市H Pで公開開始)による)を経たという電子データ(PDF)であり、単なるスキャンデータではない。検索には便利だが、例えば、印刷本では、干支や送り仮名などの小書き文字が活字のポイントを落として示されているが、PDFでは文字サイズ情報が落ちていて、といった違いがある。

(十) 鹿児島県立図書館所蔵分により、一部を国立国会図書館「近代デジタルライブラリー」によって補つた。

(十一) 発令日については、ウェブサイト「参拾壹頁」の「兵科草創期」ページ（<http://homepage2.nifty.com/nishidah/px00.htm#p001>）を参照した（110111年六月三日参照）。

(十二) 森藤吉 編『露國皇太子御遭難奇聞』（森藤吉、一八九一年六月）。国立国会図書館「近代デジタルライブラリー」による。総ルビ、句点なし。適宜振り仮名を省略し、句点を付けた。

(十三) 保田孝一『最後のロシア皇帝ニコライ一世の日記』（講談社学術文庫、1100九年一〇月）。

(十四) 鹿児島県 編『鹿児島県史』第四巻（鹿児島県、一九四三年）。以下『県史』。ただし、実際には来なかつたはずの（弟の）ジヨージ親王（「御接待掛」に関して引いた『天皇紀』に「病を獲て印度より歸國」とある）をも同伴したことになつてゐる。

(十五) 鹿児島県尋常師範学校編『改正鹿児島県地誌略』（吉田文卉堂、一八九一年一一月）。国立国会図書館「近代デジタルライブラリー」による。なお、平岡昭利『明治の鹿児島 景観と地理』（海青社、一九八八年一二月）に「明治廿五年二月第二版」が復刻されている。

(十六) 「司教高屋中」とあるのは、「日本正教会」ウェブサイトの「鹿児島ハリストス正教会・聖使徒イアコフ聖堂」のページ（<http://www.orthodoxjapan.jp/annai/n-kagoshima.html>）によれば、初代司祭の「聖ニコライの弟子、司祭イアコフ高屋仲神父」のようだ。